

令和元年6月8日現在

機関番号：34315

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07249

研究課題名（和文）欧州統合下のクロアチアにおけるロマ保護政策に関する研究

研究課題名（英文）A Study of Roma Protection Policy in Croatia under the Process of European Integration

研究代表者

山川 卓（Yamakawa, Takashi）

立命館大学・情報理工学部・授業担当講師

研究者番号：10802126

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、欧州統合下のクロアチアでのロマ保護政策の論理と形成過程を、ロマ社会と国民国家体制の葛藤という視点から分析したものである。研究の結果、クロアチアがロマ保護政策形成過程に参加する上で、ロマ社会の成員の国民国家イデオロギーへの同化が前提とされたこと、ローカルなレベルでの政策形成への参加は進まず、むしろ管理される対象として位置づけられたこと、その上でロマ活動家や政治家は既存の制度上で限定的な権利保障を追求したことなどが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、近年の欧州で研究が進むロマ統合政策を、ロマ社会と国民国家体制の葛藤という視点から論じたところにある。従来欠けていた議論を蓄積したと同時に、マイノリティの視点からの国民国家体制の理論化および、マジョリティとマイノリティというカテゴリー化を超えたより公正な社会のあり方を構想するための、今後の研究につながる成果を得た。また、クロアチア本国でもいまだ十分に研究されていない同国のロマ政策を取り扱った新規性と、日本語での成果が少なかった政治学的側面からのロマ研究という点にも意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study explored the logic and formation of Roma protection policy in Croatia under the process of European integration, from a perspective of friction between Roma society and the nation-state system. The study concluded the following findings; Croatia adopted European Roma protection policy framework with the assumption that assimilation of members of Roma society was prerequisite; participation of members of Roma to policymaking at the local governance level was not promoted, instead they were objectified as target of control; Roma activists and politicians pursued exercise of their social and cultural rights as possible within that restrictive ideological framework and practice.

研究分野：政治学

キーワード：政治学 マイノリティ保護 国民国家 欧州統合 クロアチア ロマ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 欧州でのロマ保護に関する研究は2000年以降盛んになり、貧困＝再配分の側面と、差別＝承認という側面から、複合的な論理に基づくロマ保護政策が展開されてきたことが明らかにされてきた。しかし、従来の研究では、ロマ保護政策を政治・社会制度の歴史的連続性に位置づけて分析する視点が十分ではなかった。ロマとされる人々は国民国家の成立に伴い、統治体制からの逸脱イメージ(「非定住」「非識字」「犯罪者」など)を付与され、制度的・社会的な差別および迫害を受けてきた人々である。その歴史的経験に裏打ちされたロマの人々の主流社会に対する不信が、保護政策の実践の上での限界を生み出していると考えた。それゆえ、本研究は、現代のロマ保護政策を、近代国民国家体制に内在する排除の論理と、公的な政治・社会制度に対するロマ社会の不信との相互作用から論じることには焦点をあてた。

(2) 研究代表者のこれまでの研究では、クロアチアにおけるマイノリティ保護政策の変容を分析し、旧ユーゴスラヴィアからの独立後の国民国家形成と欧州統合への参加という2つの相互作用の下でマイノリティの位置づけが固定化されてきたことを明らかにしてきた。本研究はその研究を発展させたものであり、国家による統治の論理だけではなく、対象となるマイノリティ社会の視点を踏まえて、マイノリティ保護政策を分析しようとしたものである。そのため、欧州統合下でのクロアチアのロマ保護政策を具体的な分析事例として、上記(1)の点を研究課題とした。

2. 研究の目的

(1) 欧州でのロマ保護政策が、欧州統合というプロセスの下で、いかなる政策的論理に基づいて形成・実施されていたのかを、ロマの人々がその政策論理に対してどのような認識を持ち、どのように影響をおよぼしたのかに注目しつつ明らかにする。

(2) クロアチアでのロマ保護政策の形成過程において、欧州レベルで設定されたロマ保護の論理と、政策形成者およびロマ社会の成員の国民国家体制に対する認識は、同政策にどのような影響をおよぼしたのかを明らかにする。

(3) 国民国家制度におけるマイノリティの位置づけを、統治の論理ではなく排除される側の視点から理論付けるための契機を見出す。

3. 研究の方法

(1) 欧州統合下のロマ保護政策について、2005年から2015年まで実施された「ロマ包摂の十年」イニシアティブを具体的な事例として、その発足過程と政策化された指針を分析した。具体的には、イニシアティブ事務局が発行する議事録、関係諸機関・団体の政策文書、声明などの分析を通じて、イニシアティブが形成された政治過程を追究した。

(2) クロアチアにおけるロマ社会の、主流社会・政治に対する認識がロマ保護政策にどのような影響を及ぼしたか、当事者としてのロマの人々によるロマ運動の歴史的な展開から分析した。具体的には、運動の中心となった知識人や活動家、政治家の言説の変遷から、その時々々の政治状況および政治社会制度に応じた運動の目的の設定を分析し、同時にそれがクロアチアのロマ保護政策形成過程にいかに関与したかを分析した。

4. 研究成果

(1) 「ロマ包摂の十年」は、新規EU加盟国である中東欧諸国と加盟候補国である南東欧諸国の双方を対象としたイニシアティブとして開始された。つまり、ここでのロマ保護は、当初は旧社会主義諸国の問題として設定されていた。しかし、イニシアティブが進められる過程で策定されたロマ保護の指針は、参加国の枠を越えて欧州レベルで共有されることとなり、EU全体でのロマ保護枠組みの策定を導いた。結果として、それまでは旧社会主義諸国＝「東」とEU既加盟国＝「西」に分断されていたロマ保護枠組みが、「ロマ包摂の十年」後にはEU既加盟国と加盟候補国に分断されることとなった。よって、欧州統合下のロマ保護政策は、「ロマ包摂の十年」を経てEU加盟国と非加盟国の責任と裁量の度合いを区分した枠組みとされたことが明らかになった(論文「『ロマ包摂の十年(2005-2015)』に関する一考察」)。

(2) ロマ団体と欧州・国際レベルの政策形成機関との関係について、まず「ロマ包摂の十年」はEUなどの欧州国際機関よりも、むしろ世界銀行や開かれた社会協会といった国際機関・NGOによって主導されていた。「ロマ包摂の十年」に参加したロマ団体は国際運営委員会という方針決定の場ではプレゼンスが確保されたものの、ローカルな現場での政策策定・実施過程への参加は限定的であった。つまり、政策に対する当事者としてのロマの影響は欧州レベルが中心であり、具体的に政策対象となるローカルなロマの人々の意思が反映される回路は確立されないまま政策が進められていたことが明らかになった(論文「『ロマ包摂の十年(2005-2015)』に関する一考察」)。

(3) 一方で、クロアチアのロマ保護政策に対するロマ社会の反応の歴史的ルーツと考えられるユーゴスラヴィア時代のロマ運動は、第二次大戦後の近代化が進むユーゴスラヴィア社会での新世代の知識人によって担われた。そのため、ユーゴ社会の近代化の論理＝自主管理社会主義の発展という文脈に依拠して運動の目的が設定された。貧困の克服と識字率の向上という社会経済的発展の強調を通じて、社会主義体制でのネイションとしてのロマの承認と、自らの文化的・社会的アイデンティティを維持したままの主流社会への統合が目指されたことが明らかになった（論文"Romani Movement in Socialist Yugoslavia"）。

(4) クロアチアにおいてロマ保護政策が実施される際の制度的環境を整理するために、マイノリティ保護を基礎づける基本法の制定・改定過程について分析した結果、基本法は元より独立承認を得るために制定されたものであり、紛争の経過と諸欧州国際機関との交渉を経て、マイノリティの文化的自治ではなくクロアチアの領域の一体性を担保することを目的にした制度として構築されたことが明らかになった。つまり、クロアチアでのマイノリティ保護とは一義的にクロアチアの独立とネイション化を裏付けるために制度化された（学会報告「クロアチアにおけるマイノリティの権利基本法の制定・改定過程」、著作『マイノリティ保護のクロアチア政治史』）。

(5) ユーゴ時代のロマ運動が立脚した自主管理社会主義イデオロギーは、1990年代のクロアチアでは独立と紛争に伴う体制転換によって打ち捨てられ、かわりにネイション化とヨーロッパ化の論理による国民国家形成が進められた。そこでのロマ保護政策は、ユーゴ時代とは異なり欧州レベルの国際機関が策定する方針を後追いする形で作られながら、究極的にはネイション化の論理を追認するものとして展開された。すなわち、ネイション化を裏付けるマイノリティ保護制度の下で、同じくクロアチア・ネイションへの同化を志向したロマ保護政策が展開されたことが明らかになった（著作『マイノリティ保護のクロアチア政治史』）。

(6) その中で、現代クロアチアでのロマの人々による運動は、国内のマイノリティ保護制度（ナショナル・マイノリティ評議会・審議会・審議員、議会代表）を活用しながら、「ロマ包摂の十年」をはじめとした欧州レベルで統括されるプログラムへの参加を通じて、国内でのナショナル・マイノリティとしてのロマの地位向上と、欧州レベルでのトランスナショナルなロマの連帯を追求してきたことが明らかになった（2019年度中の論文公表を予定）。

(7) 以上の(1)～(6)の成果を受けて、排除される側の視点から国民国家を理論づけるためのアイデアとして、2つのレベルでの順応・抵抗が鍵となる着想が得られた。1つは国民国家のイデオロギーレベルでの同化政策に対する順応・抵抗であり、もう1つは行政機関による身体レベルでの管理に対する順応・抵抗である。クロアチアにおけるロマ保護は、この2つの側面が相互に融合しながら、クロアチア・ネイションのための国民国家形成イデオロギーからロマ労働者の新自由主義的社会への順応まで一続きで展開されていた。ロマ保護政策に対する個々人の順応・抵抗は、個別の身体管理に対する順応・抵抗が、そのまま国民国家を基礎づけるイデオロギーに対する順応・抵抗に通じている。また、この構図はロマに限らず、ある共同体カテゴリーが国家と結びつけて標準化される社会においてマイノリティとされる人々の位置づけについて、一般化する枠組みと言える。よって、今後の発展的な研究につながるような、マイノリティとマジョリティのカテゴリー化を超えた共存と、より公正な社会のあり方を構想するための成果を得ることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

YAMAKAWA, Takashi, "Romani Movement in Socialist Yugoslavia: An Analysis of Intellectuals' Perspectives", *Ritsumeikan Journal of International Relations and Area Studies*, 査読有、48(1), 2018, pp.39-63.

<http://r-cube.ritsumei.ac.jp/repo/repository/rcube/11366/?lang=0&mode=1&opkey=R155547170379002&idx=6&codeno=>

山川 卓「『ロマ包摂の十年(2005-2015)』に関する一考察：東西分断と当事者参加の問題から」『立命館国際研究』査読有、30巻3号、2018年、pp.83-107

<http://r-cube.ritsumei.ac.jp/repo/repository/rcube/10899/?lang=0&mode=0&opkey=R155547166782584&idx=5&codeno=>

〔学会発表〕(計1件)

山川 卓「クロアチアにおけるマイノリティの権利基本法の制定・改定過程：公共性の争点としてのマイノリティ」日本平和学会2017年度秋季研究集会公共性と平和分科会、2017年

〔図書〕(計1件)

山川 卓『マイノリティ保護のクロアチア政治史：ネイション化とヨーロッパ化の弁証法』、晃洋書房、2019年、260

〔その他〕(計2件)

山川 卓「ヨーロッパのロマ：国をもたない『民族』の実態」いちょう大学校シンポジウム、
2018年

山川 卓「ロマに関する欧州のガバナンス」関西学院大学産業研究所講演会、2017年

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。